【ダイジェスト版】

第３期羽曳野市障害者計画（後期計画）
第５期羽曳野市障害福祉計画
第１期羽曳野市障害児福祉計画

◆　計画の策定にあたって

【計画策定の趣旨】

「第４期羽曳野市障害福祉計画」の計画期間の終了と「第３期羽曳野市障害者計画」の中間見直しの時期を迎えるにあたり、この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本市の障害者を取り巻く現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、本市における障害福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第３期羽曳野市障害者計画（後期計画）」及び「第５期羽曳野市障害福祉計画」並びに「第１期羽曳野市障害児福祉計画」を策定します。

【計画の位置づけ】

本計画は、障害者基本法に基づく「第３期羽曳野市障害者計画（後期計画）」、障害者総合支援法に基づく「第５期羽曳野市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第１期羽曳野市障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、国・大阪府や本市における関連計画との整合を図っています。

■羽曳野市障害者計画と他の計画との関連

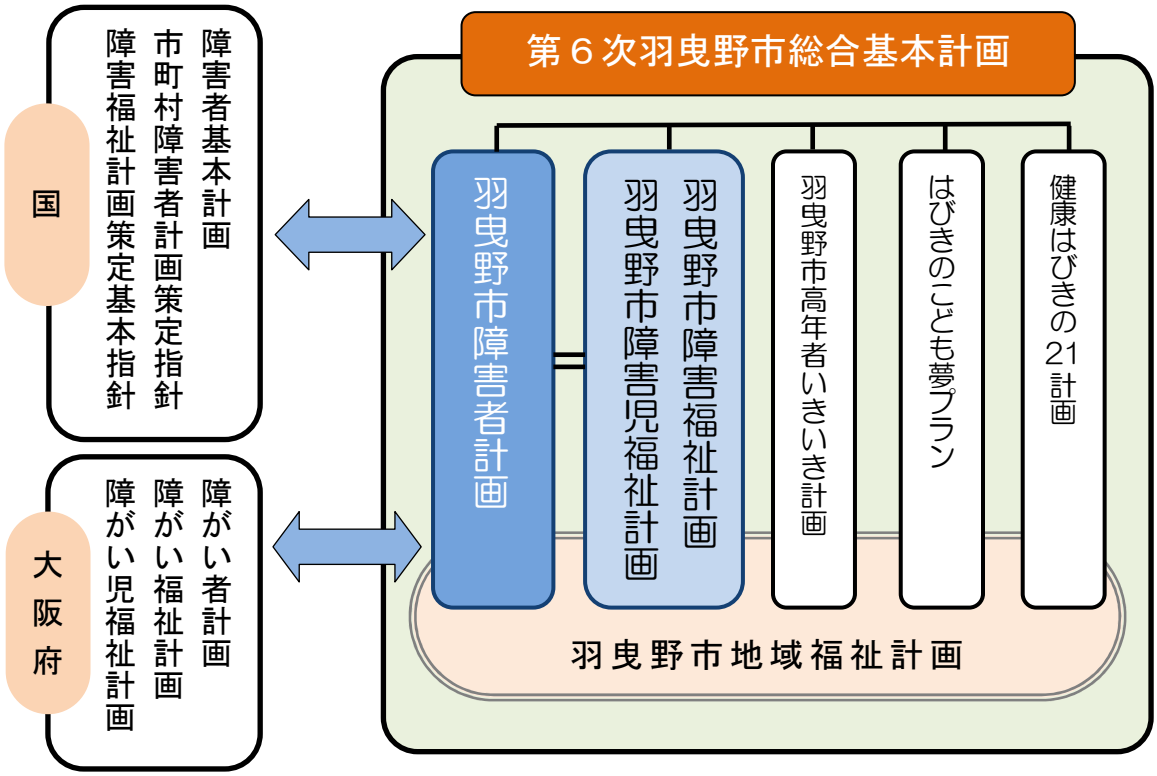

【計画の期間】

「第３期羽曳野市障害者計画」については、計画期間を 2015（平成 27）年度から 2020 年度までの６年間とし、「第５期羽曳野市障害福祉計画」、「第１期羽曳野市障害児福祉計画」については、国の基本指針に基づき、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの３年間を計画期間とします。

（年度）

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第３期羽曳野市障害者計画（2015～2020 年度）						第４期羽曳野市障害者計画		
第４期羽曳野市障害福祉計画			第５期羽曳野市障害福祉計画 第１期羽曳野市障害児福祉計画 （2018～2020 年度）			第６期羽曳野市障害福祉計画 第２期羽曳野市障害児福祉計画		
					見直し			

◆ 第３期羽曳野市障害者計画（後期計画）

【基本理念】

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。また、この理念は、障害福祉計画及び障害児福祉計画においても共通するものであり、障害福祉サービス等の計画的な体制整備と充実を通じて、基本理念の実現をめざします。

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

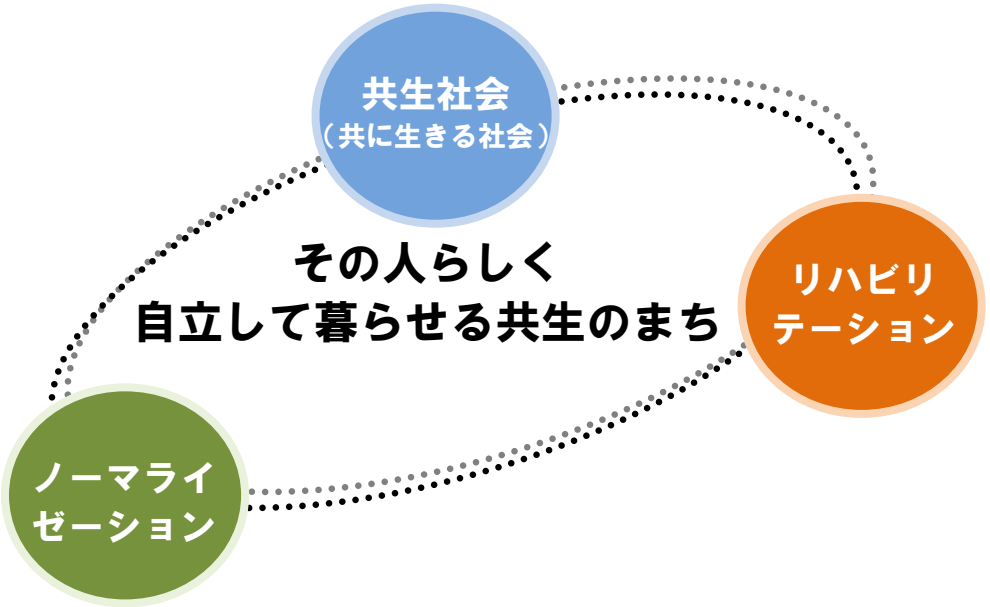

1 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する３つの基本原則を定めます。

障害者の権利と自己決定の尊重

就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みをすすめます。

社会的障壁の除去・軽減

障害者の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

地域社会における共生

誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

2 基本目標

基本目標１：自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

基本目標２：一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。そのために、障害の早期発見・早期療育をすすめていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、支援に努めます。

基本目標３：いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いをすすめるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加をすすめ、交流する機会を増やします。

3 施策体系

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

- 基本目標１：自立した生活を支える支援体制の整備
  - （１）障害福祉サービスの充実
  - （２）相談支援・情報提供の充実
  - （３）保健・医療・リハビリテーション体制の充実
  - （４）スポーツ・文化活動の推進
- 基本目標２：一人ひとりの想いを実現するための支援の充実
  - （１）療育・就学前教育の充実
  - （２）学校教育の充実
  - （３）雇用の促進
  - （４）就労支援の充実
- 基本目標３：いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進
  - （１）人権の尊重と差別の禁止
  - （２）行政サービスにおける合理的配慮
  - （３）地域福祉活動・交流活動の推進
  - （４）安全・安心のまちづくり

◆ 第５期羽曳野市障害福祉計画・第１期障害児福祉計画

1 障害福祉計画における成果目標

項　目	目標値	考え方
施設入所者の地域生活への移行数（計画期間中）	８人	2016（平成 28）年度末時点の施設入所者 69 人の９%以上に設定
施設入所者の削減数（2020 年度末時点）	１人	2016（平成 28）年度末の施設入所者 69 人の２%以上に設定
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	2020 年度までに、精神障害のある人の地域移行や地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。	
地域生活支援拠点等の整備（本計画期間中）	市内の支援機能の連携をすすめるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を面的に整備します。	
福祉就労から一般就労への移行者数（2020 年度）	24 人	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
就労移行支援事業の利用者数（2020 年度）	42 人	2016（平成 28）年度末の利用者数 35 人から2割以上の増加として設定
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合（2020 年度）	５割以上	市内就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とします。
就労定着支援事業の１年後の職場定着率（2020 年度）	８割以上	就労定着支援開始後１年後の職場定着率を、就労定着支援利用者の８割以上とします。
就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額（2020 年度）	11,300 円	市内の個々の事業所が設定した目標工賃の平均値

2 障害児福祉計画における成果目標

項　目	目標値と考え方
障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	国の指針では各市町村に児童発達支援センターの設置と、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築が求められています。本市では、すでに整備されていることを踏まえ、引き続き支援の充実を図ります。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数（2020 年度末時点）	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて１か所以上の整備を目標とします。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数（2020 年度末時点）	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて１か所以上の整備を目標とします。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（2018（平成 30）年度末まで）	医療的ケアが必要な障害児の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を 2018（平成 30）年度末までに設置します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	2018（平成 30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも１名配置します。

3 障害福祉サービスの見込

項　目	単　位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
◆訪問系サービス及び短期入所サービス				
居宅介護	人／月	216	220	223
	時間／月	5,334	5,387	5,439
重度訪問介護	人／月	7	8	8
	時間／月	787	917	917
同行援護	人／月	32	32	32
	時間／月	896	896	896
行動援護	人／月	14	15	15
	時間／月	593	635	635
重度障害者等包括支援	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	時間／月			
短期入所	人／月	72	74	75
	日／月	544	557	564
◆日中活動系サービス				
生活介護	人／月	309	313	317
	日／月	6,054	6,135	6,215
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人／月	11	11	12
	日／月	219	219	243
就労移行支援	人／月	38	40	42
	日／月	676	711	746
就労継続支援（A型）	人／月	70	71	73
	日／月	1,337	1,355	1,392
就労継続支援（B型）	人／月	123	125	128
	日／月	2,117	2,149	2,199
就労定着支援	人／月	16	24	28
療養介護	人／月	20	20	20
◆居住系サービス				
共同生活援助（グループホーム）	人／月	119	121	124
施設入所支援	人／月	69	69	69
自立生活援助	人／月	2	2	2
◆相談支援				
計画相談支援	人／月	130	132	135
地域移行支援	人／月	3	3	3
地域定着支援	人／月	3	3	3

4 地域生活支援事業の見込

項　目		単　位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
◆必須事業					
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇　所	4	4	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人／年	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業等	手話通訳者派遣事業	件／年	520	520	520
		時間／年	910	910	910
	要約筆記者派遣事業	件／年	50	50	50
		時間／年	100	100	100
	手話通訳者設置事業	人／年	2	3	3
	手話奉仕員養成研修事業	人／年	40	40	40
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	13	13	13
	自立生活支援用具	件／年	67	67	68
	在宅療養等支援用具	件／年	21	22	22
	情報・意思疎通支援用具	件／年	41	42	42
	排泄管理支援用具	件／年	3,417	3,429	3,441
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	7	7	7
移動支援事業		人／年	274	274	275
		時間／年	82,465	82,465	82,587
地域活動支援センター		箇　所	3	3	3
		人／年	70	70	70
◆任意事業					
訪問入浴サービス事業		人／年	10	10	10
		回／年	500	500	500
日中一時支援事業		人／年	6	6	6
		回／年	181	181	181
生活支援事業		人／年	11	11	11
		回／年	862	862	862
障害児タイムケア事業		利用者の放課後等デイサービスへの移行がすすんでおり、利用ニーズの状況を踏まえ、事業の廃止も含めて検討を行います。			
更生訓練費給付事業			継続	継続	継続
社会参加促進事業			継続	継続	継続

5 障害児支援の見込

項　目	単　位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
児童発達支援	人／月	75	80	86
	日／月	975	1,040	1,118
医療型児童発達支援	人／月	利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します。		
	日／月			
居宅訪問型児童発達支援	回／月	45	45	45
放課後等デイサービス	人／月	187	201	214
	日／月	2,876	3,091	3,291
保育所等訪問支援	回／月	19	20	22
障害児相談支援	人／月	49	53	57

◆　計画の推進体制の確立

１．庁内連携・関係機関との連携・協力

障害福祉担当課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら計画を推進します。また、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

２．地域連携の強化

羽曳野市地域自立支援推進会議との連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティア、障害者団体などと行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

３．計画の進行管理における ＰＤＣＡサイクルの確立

「羽曳野市障害者施策推進審議会」等における評価及び検討結果を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

第３期羽曳野市障害者計画（後期計画）
第５期羽曳野市障害福祉計画　第１期羽曳野市障害児福祉計画
【ダイジェスト版】
2018（平成 30）年３月　発行
発　行／羽曳野市
編　集／羽曳野市　保健福祉部　福祉支援課
〒583-8585　大阪府羽曳野市誉田４丁目１番１号
TEL：072-958-1111（代）　FAX：072-957-1238